

いわゆるオウム真理教に対する観察処分の期間更新決定（8回目）の概要

1 決定主文（要旨）

- 被請求団体（「Aleph」、「山田らの集団」及び「ひかりの輪」が主要団体）に対して、**3年間**、公安調査庁長官の**観察に付する処分の期間を更新**（令和6年2月1日から3年間）
- 当該団体は、その組織現勢に関する事項（構成員、資産、施設）等に加え、「公安審査委員会が特に必要と認める事項」として、以下の事項も公安調査庁長官に報告
 - ① 構成員の**出家・在家の別**及び出家した構成員の**位階**
 - ② 当該団体作成**ホームページに係る接続業者・契約名義人・運営責任者等の氏名**
 - ③ 当該団体の**収益事業の概要等**及び各事業に係る**会計帳簿を備え置いている場所**

2 決定理由（要旨）

- 当該団体は、依然として麻原がその活動に絶対的影響力を有するなど、**無差別大量殺人行為に及ぶ危険な要素を保持**していることが認められること
- 当該団体は、閉鎖的・欺瞞的な組織体質を有し、地域住民に恐怖感・不安感を抱かせるなど、観察処分によってその**活動状況を継続して明らかにする必要性**が認められること

3 期間更新決定により今後3年間公安調査庁が執行可能な措置

- 当該団体の組織現勢等に関する**報告書の徴取**
- 当該団体の施設に対する**立入検査**
- 関係地方公共団体の長からの請求に応じた**調査結果の提供**